

○令和 7 年度予算案

(単位：百万円)

No.	事業名	令和 7 年度 予算額	担当府省庁	備考
1. 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする				
1-①孤独・孤立の実態把握				
1	孤独・孤立の実態把握に関する全国調査	46	内閣府	
2	こども政策に関する調査研究事業等	53	こども家庭庁	
3	在留外国人に対する基礎調査の実施に必要な経費	11	法務省	
4	外国人材の受入れ及び共生社会の実現に係る企画立案に資する各種会議等の運営に必要な経費（関係者ヒアリング）	1 の内数	法務省	
5	「社会技術研究開発事業」のうち、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築（社会的孤立枠）」（JST 運営費交付金事業）	1,686 の内数	文部科学省	
1-②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信				
6	孤独・孤立対策ウェブサイト	26	内閣府	
7	ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信	非予算事業	内閣府	
8	支援情報検索サイトの運用	78 の内数	厚生労働省	
9	自殺対策に係る広報の制作・実施業務	78 の内数	厚生労働省	
10	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,850 の内数	法務省	
11	公正な在留管理の推進、共生社会の実現	5,609 の内数	法務省	
1-③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備				
12	孤独・孤立対策ウェブサイト	26	内閣府	再掲
13	ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信	非予算事業	内閣府	再掲
14	支援情報検索サイトの運用	78 の内数	厚生労働省	再掲
15	自殺対策に係る広報の制作・実施業務	78 の内数	厚生労働省	再掲
16	児童生徒の自殺予防	非予算事業	文部科学省	
17	こどもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	3,536 の内数	法務省	
18	偏見・差別等の解消に向けた人権擁護活動の推進	3,536 の内数	法務省	

19	寄り添い型相談支援事業	41,193 の内数	厚生労働省	
20	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	152 の内数	法務省	
21	医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化	303 の内数	法務省	
22	困窮邦人等対策費	21	外務省	
23	海外邦人精神障害者対策費	7	外務省	
24	個別労働紛争対策の推進	3,104 の内数	厚生労働省	

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

7年度概算決定額 0.5億円（6年度予算額 0.4億円）

事業概要・目的

- 我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、過年度に引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（以下「全国調査」という。）を実施します。

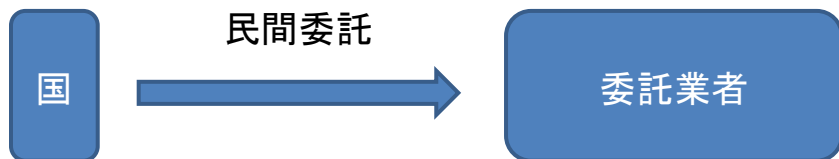
全国調査は、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）における「全国調査とPDCAの取組を推進すること」との指摘等を契機として始めた調査であり、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）においても、「調査結果を踏まえた上で施策を進める」として、調査結果の活用が指摘されています。

また、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）14条（調査研究の推進）に掲げる調査研究としての役割も担っています。

事業イメージ・具体例

- 調査対象：全国・全世代の個人
- 調査方法：統計的な手法で抽出した個人に対して調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収します。
- 調査主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により業者を決定します。
- 調査事項：孤独に関する事項、孤立に関する事項、属性情報、その他関連項目等
- 調査期間：12月～1月（調査基準日：12月1日）

資金の流れ



期待される効果

- 我が国における孤独・孤立の実態を把握することで、関連行政諸施策の企画立案又は評価に資するデータを提供します。
- 全国調査を毎年定期的実施することで、学術研究等にも有用なデータを提供します。

令和7年度当初予算案 66百万円（30百万円）

事業の目的

- 「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）では良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進めるとともに、こども大綱の数値目標や指標の進捗を把握するため、「こども・若者総合調査（仮称）」及び「こども政策の推進に関する意識調査」を実施する。
- また、様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していくこととしている。

事業の概要

1. こども政策に関する調査研究

①「こども・若者総合調査（仮称）」（一般統計調査）

こども大綱の数値目標や指標の進捗を把握するとともに、こども・若者のウェルビーイングを測定する指標群の検討に向けたデータを収集・整備する観点から、こども・若者の置かれた状況等に関する客観的状況に関する調査を行う。

②「こども政策の推進に関する意識調査」

こども大綱の数値目標や指標の進捗を把握するとともに、こども大綱の推進に必要なデータを収集する観点から、こども・若者の置かれた状況等に対するこども・若者自身の認識に関する調査を行う。

2. こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実（こども家庭庁EBPMアドバイザーによる伴走支援の実施に係る経費 等）

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

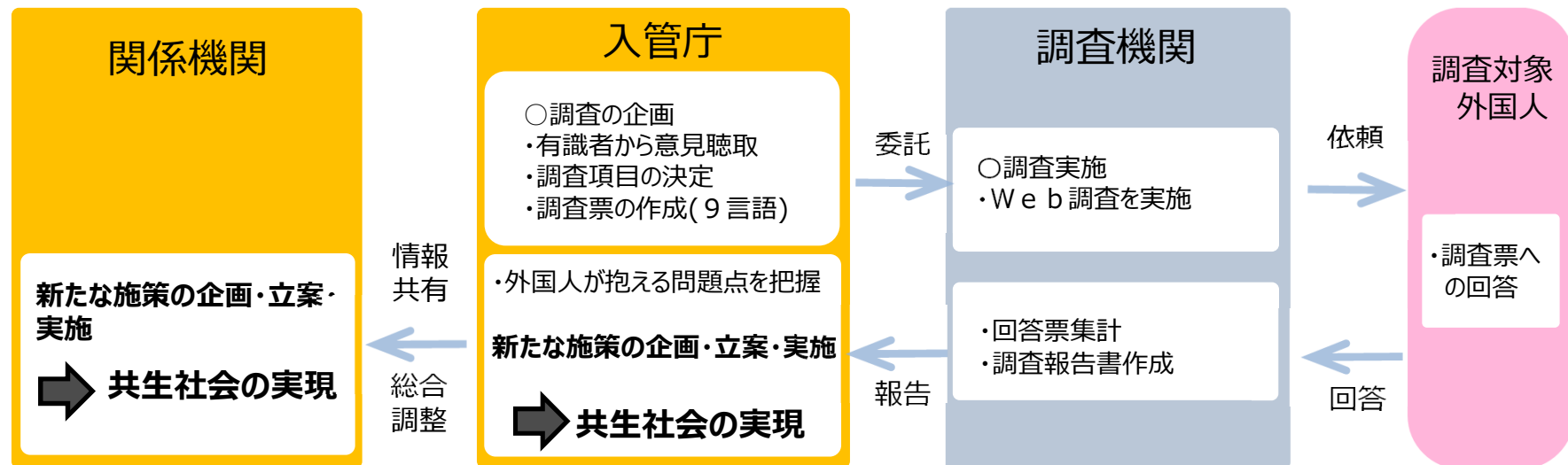
在留外国人に対する基礎調査

令和7年度予算(案)額
10,747千円

概要

- 外国人との共生をめぐる状況は絶えず変化しており、外国人の置かれた状況やいかなる施策が必要とされているかを的確に把握する必要がある。
- 令和6年6月21日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）」に基づき実施。

➡ **「在留外国人に対する基礎調査」を実施し、在留外国人の国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人の置かれている状況及び外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握する。**



➡ **調査結果を踏まえ、外国人に関する共生施策を企画・立案・実施することで、ロードマップ及び総合的対応策の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。**

出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング

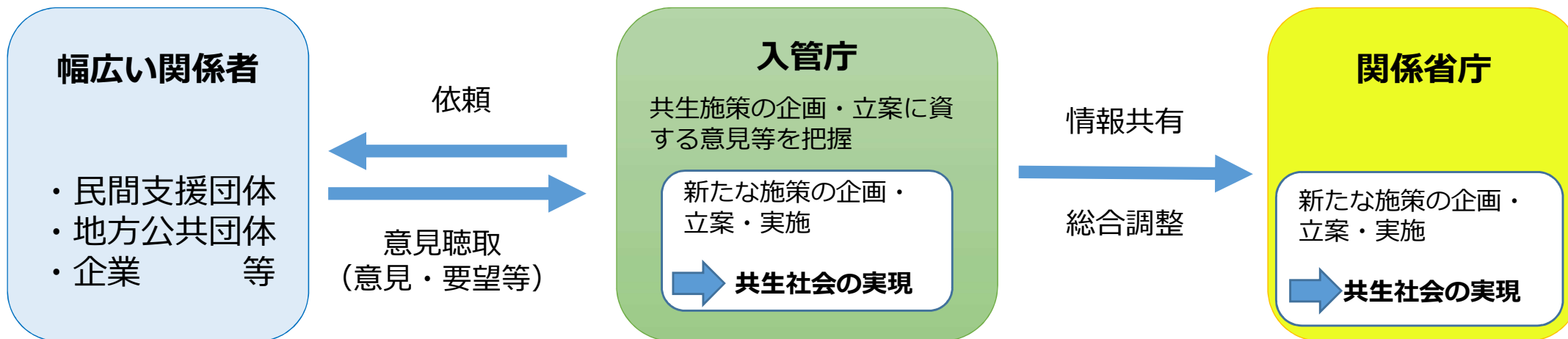
令和7年度予算(案)額
1,008千円の内数

概要

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）（一部抜粋）

出入国在留管理庁が実施している関係者ヒアリング、各地方出入国在留管理局が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、外国人に関する共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。

→ 今後の出入国在留管理行政の在り方に関する検討に資するため、広く国民の声を聴くという観点に立ち、幅広い関係者から意見等を聴取する関係者ヒアリングを実施。



→ 聴取結果を踏まえ、外国人に関する共生施策を企画・立案・実施することで、ロードマップ^①及び総合的対応策の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。

背景・課題

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、気候変動問題等の地球規模課題を含む社会問題の解決や新たな価値を創造するために、**研究開発の初期段階からの倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）対応や、人文・社会科学と自然科学との融合による「総合知」を用いた取組の重要性**が指摘されている。
- 内閣府「「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ」（令和4年3月17日）において、「**総合知**」を活用する場の創出、ノウハウの蓄積、人材育成、評価手法の確立などの課題が指摘されている。

事業概要

➤ **社会課題の解決やELSI対応の推進のため、人文・社会科学及び自然科学の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進**する。

【取組概要】

委託研究（ファンディング）

- ✓対象機関：大学、国立研究開発法人、NPO法人 等
- ✓予算規模：8百万円～30百万円／PJ・年（70課題程度実施予定）
- ✓研究期間：最大4年半程度

○科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム(H23～R7)

…政策形成に必要な方法論を創出し、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与。



○SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム

シナリオ創出フェーズ(R1～R9)・ソリューション創出フェーズ(R1～R12)

…SDGsの達成に向けて、地域が抱える課題に対し技術シーズを活用して解決に貢献。



社会的孤立枠(R3～R9)

…社会的孤立・孤独のメカニズムを明らかにし、予防するための研究開発を推進。



デジタルソーシャルトラスト枠(R5～R10)

…デジタル化による負の側面がもたらす課題の解決に向けた研究開発を推進。



○科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム(R2～R10) RInCA

…科学技術の社会実装に伴うELSI解決に向け、研究開発現場と連携・協働し、対応策を開発・人材育成。



○R7年度新規研究開発領域(R7～)

…社会問題俯瞰調査等により、社会課題を同定し、当該課題の解決及び「総合知」促進に貢献。

○フューチャー・アース構想の推進（H26～）

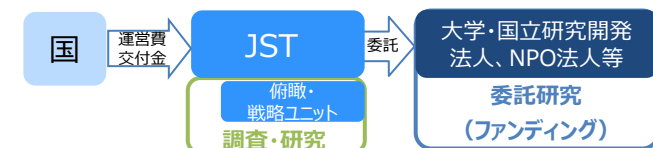
…地球環境変動に関する研究への支援を行う国際グループに参画し、国際共同研究を推進。



調査・研究

- ✓ 社会問題俯瞰調査：「総合知」による対応が必要な社会課題についての調査分析
- ✓ JST各研究開発部門と連携したELSI等の調査・研究
- ✓ 研究実施における共通課題への対応等の強化により、「総合知」戦略推進に資する取組を強化

【事業スキーム】



【これまでの成果例】

- ✓ ELSIを踏まえた自動運転技術の実装のあり方検討に向け、実証実験と科学コミュニケーション実践、事故発生時の保険・法制度検討、社会受容性評価実施。成果はSIPや経産省・国交省の社会実装プロジェクト等に提供。日本学術会議「提言」策定に貢献。



- ✓ 社会的孤立・孤独の予防のため、AI活用により子どもたちの潜在的なSOSを早期にキャッチし、適切な支援に繋げる「YOSSクラウドサービス」を、現場実証を経て産業界と共同開発。計11自治体77校の教育現場に導入（令和6年12月時点）。



- ✓ 幼児から青少年を対象に心のレジリエンス向上を目指したメンタルヘルス予防教育プログラム開発。定着に向け教員研修による人材育成体制を構築。京都・東京・大阪・福島・滋賀・愛知など全国102施設のほか、北欧フィンランドの学校でも実証を行い、研修体制を自律的に運営していくための一般社団法人を設立。



孤独・孤立対策ウェブサイト

- 孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するウェブサイトを作成。（18歳以下向け：2021年8月～、一般向け：2021年11月～）
- チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内するとともに、孤独・孤立で悩んでいる方が声を上げやすくなるコンテンツを掲載。

概要

作成にあたって、NPO法人、ソーシャルメディア事業者等で構成される企画委員会で内容等について検討。

<主な機能・取組>

（1）チャットボット（自動応答システム）の導入

- ・ 自動応答により相談者を適切な支援制度や相談先へ案内
- ・ 関係府省の支援制度や相談窓口をあわせて約150をカバー

（2）チャットボット利用結果をPDF形式で出力可能

- ・ 利用者の備忘録、自治体の相談窓口等において自らの状況を説明する手助け

（3）孤独・孤立で悩んでいる方が声を上げやすくなるコンテンツを掲載

- ・ 悩みを抱えている人の質問と回答、専門家のヒント、メッセージ、キャンペーンなど

（4）子ども用の専用ページを開設

（5）外国語のページを開設（10言語、2023年3月公開）

（6）市区町村の支援制度の手続き情報につなげることが可能に（2023年5月～）

- ・ チャットボットの利用結果からマイナポータル「ぴったりサービス」への接続実施

（7）携帯電話事業者との連携によるプッシュ型での情報発信の取組

- ・ 携帯電話料金の支払いが遅れている方に対する案内（SMS又はメール）の中で、孤独・孤立対策ウェブサイトを紹介（2023年8月より、4大携帯キャリアで連携実施（ソフトバンクとは、2023年2月より先行して連携開始））



内閣府孤独・孤立対策担当室 孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果	
相談項目	子育て
相談内容（詳細①）	子ども・子育てについて相談したい
相談内容（詳細②）	子育て中の不安や悩みを解消したい
支援制度・相談窓口	「地域子育て支援拠点事業」
概要	乳幼児やその保護者の方向けに安定的な場所を提供し、子育てに関する相談・教育や情報提供、講座等の開催などを行っています。
対象者・相談先・相談先	【申請先】お住まいの市区町村 詳しい申請については、「お住まいの市区町村 地域子育て支援拠点事業」と検索してみてください。
その他 （この結果を保存するボタンなど、画面右上にあります）	

※チャットボットは、約100の種別支援制度・窓口のなかから、悩みに応じて最適な案内する自動応答システムのこと。孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたばかりじゃない」の「相談」メニューからアクセス可能。

※相談結果は、検索や相談窓口にお持ちいただくなど、御自身の状況をお話しする際などに活用してください。

支援制度・相談窓口の検索担当者へ

孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果は、悩みを抱えている方の選択に対する自動応答の結果であり、悩みの内容と異なる可能性がある支援制度・相談窓口を提示しています。また、本結果は、悩みを抱えている方と自治体の支援制度・相談窓口の担当者等とのコミュニケーションを円滑にする目的で作成しています。本結果をお持ちの方が相談に来られる際には、上記の支援制度・相談窓口の案内、または、より適切な支援がある場合には、こちらの案内をさせていただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣府孤独・孤立対策担当室

ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信

趣旨

- 誰にでも起こりうる、孤独・孤立の問題を抱える方々に適切な支援があることを知らせ、支援につなげていくことが重要。ソーシャルメディアは、人々のネットワークを広げ、情報の行き来を活発にする役割を担っており、孤独・孤立の問題や自殺防止対策への対応に活用されることが期待される。
- これまで指摘されているソーシャルメディア利用に関する問題点を利用に関する問題点を踏まえつつ、孤独・孤立の問題や自殺防止対策に対応していく観点から、効果的な方策を提示するため、ソーシャルメディア関係者、検索サービス事業者等と行政が共同して作業を行う。

取組内容

関係省庁と民間事業者から成るタスクフォース（※）において、以下の取組を推進する。

- SNSを活用したプッシュ型の支援策や相談窓口に関する情報提供及び調査等
- 検索連動型相談窓口案内に関する有効なキーワードや窓口の継続的な検討
- SNSの投稿に着目した自殺予防対策の検討
- 対象者別のSNSを活用した相談支援の方策
- SNSおよびインターネット利用に関する指導人材の育成
- 政府の相談窓口や支援の周知プロジェクト

※ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース（令和3年3月発足）
（構成員）

関係省庁

内閣官房、総務省、
厚生労働省、文部科学省

民間事業者

一般社団法人	ソーシャルメディア利用環境機構（SMAJ）
一般社団法人	セーファーインターネット協会（SIA）
一般社団法人	全国SNSカウンセリング協議会

支援情報検索サイトの運用

令和7年度予算案
0.8億円の内数

悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索できるサイトです。

① 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

② 知りたい情報を選びます。

③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。

④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。

120件の対談窓口が検索されました。	
※業名	10代20代の女性のためのLINE相談
※施主体	特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 民間
※日時	毎週 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日1部 16時から18時(18時30分まで受付) 2部 18時30分から22時30分(22時まで受付)
※問合せ先	・LINEID:bondproject メール:hear@bondproject.jp 電話:070-6648-6318
※業案内	10代・20代の生きづらさを抱える女の子のための女性による支援を実施しています。
※業名	16歳未満の子どもと、その家庭に関するあらゆる相談
※施主体	中野区 行政
※日時	月曜日から金曜日 午前8時半から午後5時まで
※問合せ先	03-3228-7807(子ども家庭相談等担当)
※業案内	「どこに駆け出しいいのかわからない」「どうしていいかわからない」ことなど、ご相談ください。子ども自身からの相談もお受けしています。
※業名	4152(よいこ)電話相談事業
※施主体	東京都児童相談センター 行政
※日時	平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00(年末年始を除く)
※問合せ先	03-3366-4152(よいこ電話相談) FAX: 03-3366-6036
※業案内	16歳未満の子どもに関する様々な相談を受け付けています。
※業名	DVパートナーからの暴力相談
※施主体	杉並区 行政
※日時	(月)~(金)、9:00~17:00、祝日・休日・年末年始を除く
※問合せ先	すぎなみDV専用ダイヤル03-6307-0622
※業案内	配偶者・パートナーからの暴力の相談などを受け付けております。
※業名	DVパートナーからの暴力相談
※施主体	杉並区 行政
※日時	(月)~(金)、9:30~17:00、祝日・休日・年末年始を除く



イラスト：細川貂々



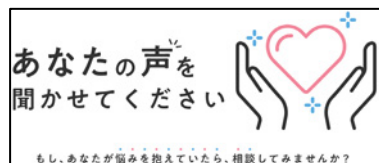
- 全国でのポスターの掲示やネットでの広告等により **SNSや電話相談の窓口（まもろうよこころ）を周知。**
- 具体的には、**①広報ポスター（紙、電子媒体）、②インターネット広告（②動画広告、③SNSでの広告、④検索連動広告）**等を実施。

【広報ポスター・インターネット広告】

①ポスター



ポスター・動画では、電話やSNSの相談窓口をまとめた厚生労働省HP「まもろうよこころ」を案内



②動画広告

(YouTube・Yahoo!等)

(イメージ)



③SNS広告

Facebook・X・LINEにおいて、ポスターや動画等を配信

(イメージ)



④検索連動広告

(Google・Yahoo!)

自殺に関連する言葉を検索した方に相談窓口が表示される



保護司とは

【R7予算(案)額 4,849,581千円の内数】

【R6補正予算額 22,081千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国約880の区域（保護区）に配属され活動している現員数は約47,000人
- ・ 近年、充足率は約89%

3 任期

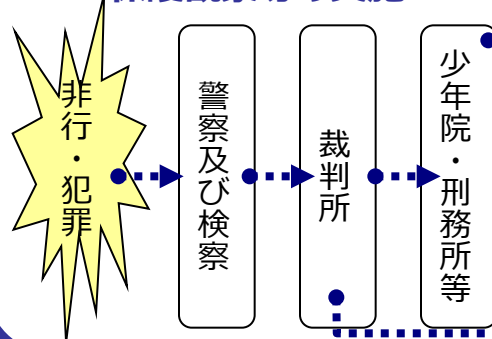
- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

社会復帰

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

※このほか、更生保護女性会及びBBS会に係る経費についても、要求している

多言語での情報提供の課題

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、各省庁が多言語化された情報を発信

➡ 情報の発信が日本語のHP内で行われることが多く、多言語化された情報にたどり着けない!



対応策

外国人や支援者にとって有用な情報をポータルサイト内に次のように集約して掲載
⇒パソコンやスマートフォンの設定言語に自動翻訳(109言語対応)。
ピクトグラムを使用するなどして情報を視覚的に分かりやすく掲載。

1. テーマ別ページ



- 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇
- (多言語版) 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇
- (英語版) 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇
- (中国語版) 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇
- (韓国語版) 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇
- (スペイン語版) 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇
- (ポルトガル語版) 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇
- (ベトナム語版) 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇
- (スロバキア語版) 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇
- (タイ語版) 国民年金制度の仕組み (日本語版) 〇

2. 生活・就労ガイドブック



- 「生活・就労ガイドブック」の多言語版(日本語を含む16言語)や、やさしい日本語版「生活・仕事ガイドブック」を掲載。

3. 特設ページ



- マイナンバーカードの取得方法等の解説や、令和6年能登半島地震に関する情報など“特に伝えたい”ことを掲載。

4. やさしい日本語関連情報



- やさしい日本語ガイドラインや「話し言葉のポイント」など、やさしい日本語の活用促進に関する情報を掲載。

期待される効果

- **外国人がそれぞれの使用言語で、容易に最新の情報にアクセスすることができる環境を構築**



児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の推進が重要。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における
対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して**自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる**(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた**世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での**協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの**相談窓口の周知を行うことが望ましいこと**。
3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて**教材や授業方法を工夫する**ことが考えられること。
4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの**傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教えること**が望ましいこと。
5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「地域特性重点特化事業」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について

(平成30年8月31日付け文部科学省児童生徒課、厚生労働省自殺対策推進室事務連絡)

1 背景

- ✓ 平成30年1月、SOSの出し方に関する教育についての留意事項を示し、各教科等の授業の一環として、少なくとも年1回実施することなど積極的な推進を依頼する通知を発出。
- ✓ SOSの出し方に関する更なる教育の一層の推進に資するため、上記の留意事項に加え、各学校でSOSの出し方に関する教育を行う上で参考となる教材例を周知。

2 通知の概要

以下の教材例を参考に、各学校において、SOSの出し方に関する教育の一層の推進に努めていただくこと。

(1) 東京都教育委員会作成教材

- 子供が、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的に、各学校がSOSの出し方に関する教育を推進するための教材(学習指導案、ワークシート、スライドデータ等)を作成。

(2) 東京都作成教材

- 子供自身が悩みに対処する方法を知り、困ったときに、大人や専門機関に相談できるようになること、また、周囲の人の気がかりな変化に気づき、適切な行動(大人へのつなぎ)が取れるようになることをねらいとして、小学校6年生及び中学校1年生向けの小冊子を作成(教職員向け解説書も併せて周知)。

(3) 北海道教育委員会作成教材

- 北海道教育委員会において、平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業により、自殺予防教育を進める際の参考となるよう、「援助希求的態度の育成」、「早期の問題認識(心の健康)」、「ストレス対処スキルの育成」に関するプログラム(指導案やワークシート等)を作成。

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

こどもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和5年度における相談件数・・・7, 511件)

女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置
(令和5年における相談件数・・・1万5, 142件)

外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳サービス等を利用した体制を整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 ※窓口においては、約80の言語に対応。



法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な人権啓発活動を展開
- 法務局職員及び人権擁護委員が、地方公共団体や民間企業等と連携し、地域の実情に応じた人権啓発活動を実施

人権教室

- いじめ等について考える機会をすることにより、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的として実施（令和5年度は、約99万人を対象に実施）
- 児童虐待の未然防止、早期発見の取組として、保護者向けのオンライン講義を実施
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネットによる人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施
- 「ビジネスと人権」に関する国内外の関心を背景に、企業関係者等を対象に、不当な差別やハラスメント等、企業が関わる人権問題についての研修を実施（「大人の人権教室」）



全国中学生人権作文コンテスト

- 第42回目を迎えた令和5年度は、約76万人が参加
- 入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施（令和5年度は約42万人が参加）



人権啓発冊子・動画

- 人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信



啓発動画
「『誰か』のことじゃない」
感染症編

寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)について

令和7年度予算案

412億円の内数

1. 概要

(1) 電話相談

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。

(2) 直接支援・継続支援

直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。

(3) 実施団体

令和6年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。

当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

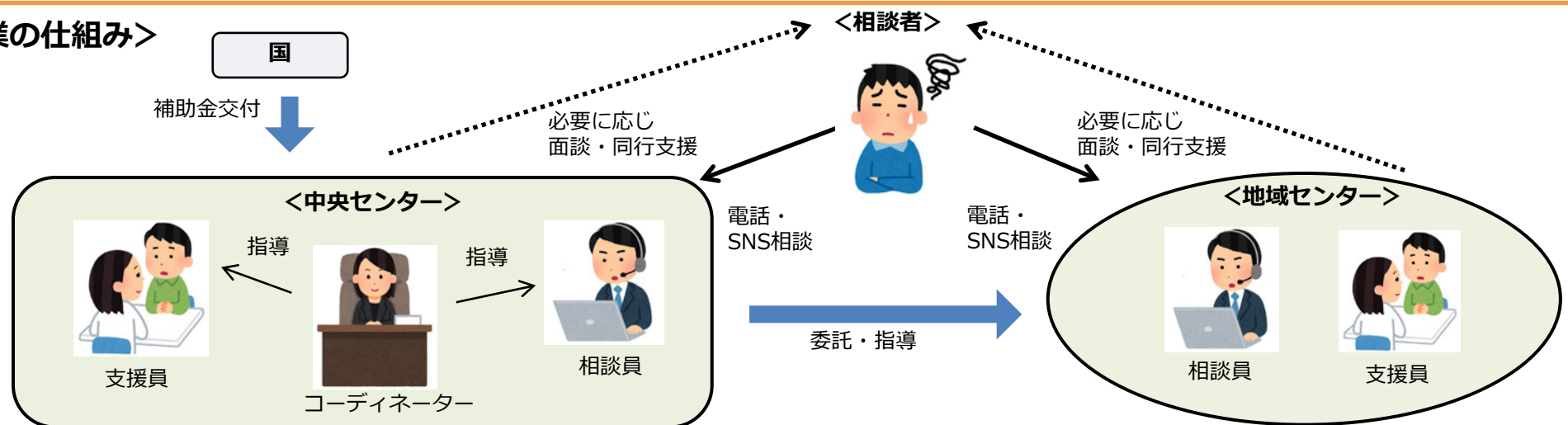
(参考)
令和4年度相談件数
約19.1万件



2. 体制

全国ライン(0120-279-338)と被災地ライン(被災3県対象)(0120-279-226)の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

<事業の仕組み>



効果的な保護観察処遇

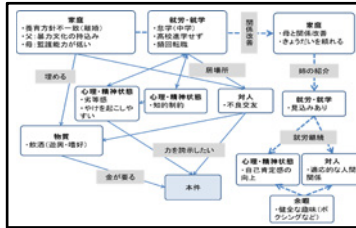
保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R7予算(案)額 151,516千円の内数】
 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【R7予算(案)額 6,288,435千円の内数】
 【R6補正予算額 681,592千円の内数】

CFPによるアセスメント(R3.1～)

保護観察用アセスメントツール・ CFP(Case Formulation in Probation/Parole)の開発・運用

- 【特徴】
- 再犯リスクを科学的に評価
 - 再犯に結びつく要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
 - 犯罪に至るプロセスを分析

CFPによる分析の例



再犯リスクに応じた密度で
個々の問題や特性に焦点を
当てた処遇を実施

類型別による処遇(R3.1～)

共通する問題性等に焦点を当てた
ガイドラインによる処遇

関係性領域

児童虐待
配偶者暴力
家庭内暴力
ストーカー

不良集団領域

暴力団等
暴走族
特殊詐欺

社会適応領域

就労困難
就学(中学生)
精神障害
(発達障害・知的障害)
高齢

嗜好領域

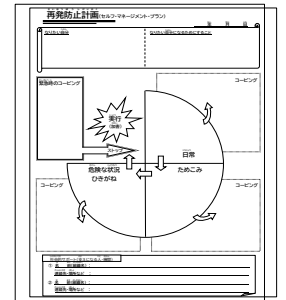
薬物
アルコール
性犯罪
ギャンブル
嗜癖的窃盗

犯罪的傾向の改善等を図る処遇

性犯罪再犯防止プログラム
薬物再乱用防止プログラム
暴力防止プログラム
飲酒運転防止プログラム
しよく罪指導プログラム
社会貢献活動



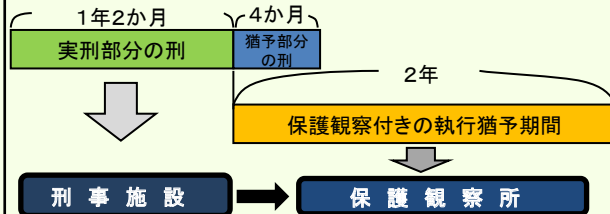
再発防止計画の例



対象者の特性に応じた取組例

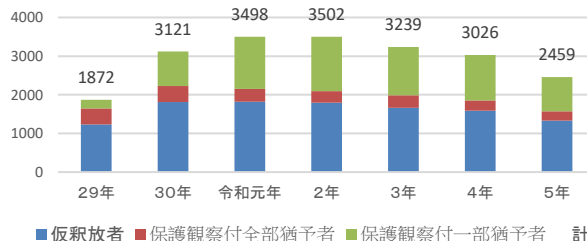
薬物事犯者

刑の一部執行猶予制度の活用(H28.6～)



対象: 初入者、薬物使用等の罪を犯した者(初入者を除く)

薬物再乱用防止プログラム開始人員数

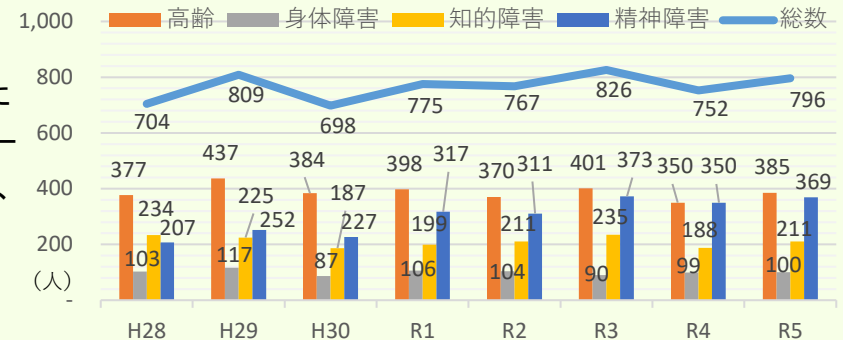


高齢・障害を有する者

特別調整

高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の帰住地確保、必要な福祉サービス等の調整

特別調整終結人員の推移 (H28年度～R5年度)



性犯罪者

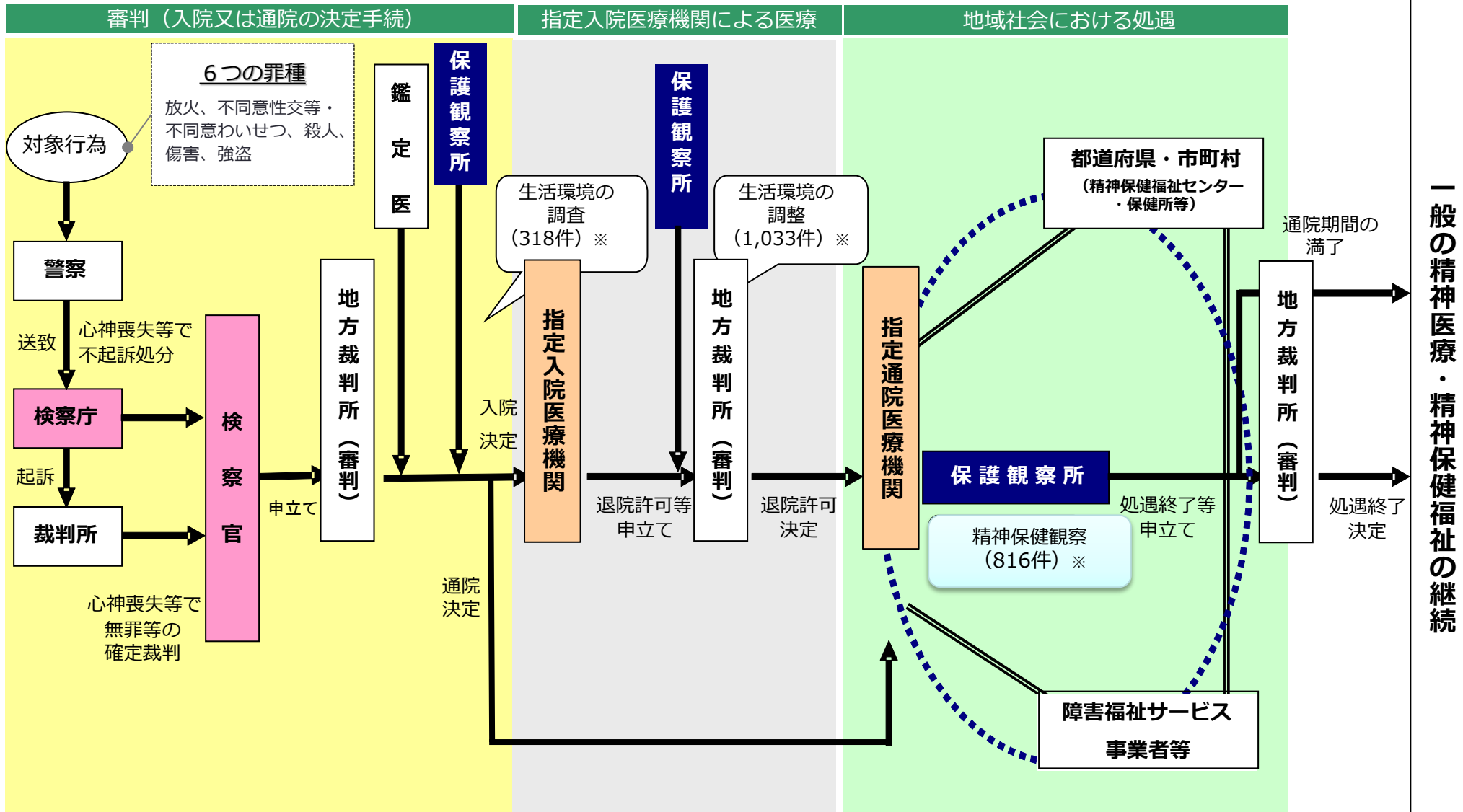
性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4～)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施

心神喪失者等医療観察制度と保護観察所

【R7予算(案)額 302,522千円の内数】

【R6補正予算額 20,435千円の内数】



※（ ）内は令和5年における取扱い件数。生活環境調査の件数については、医療観察法第33条1項の申立てによるものに限る。

困窮邦人等対策費（外務省領事局海外邦人安全課）

令和7年度概算決定額 24,499千円
（令和6年度予算額 24,686千円）

事業概要・目的

○ 海外における邦人の生命及び身体の保護は外務省の最も重要な責務の1つ。特に近年は感染症問題や国外退避を強いられるなど、在外邦人は不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後も、海外の困窮邦人への対処に係る以下の事業に対するニーズが高まるものと予想される。

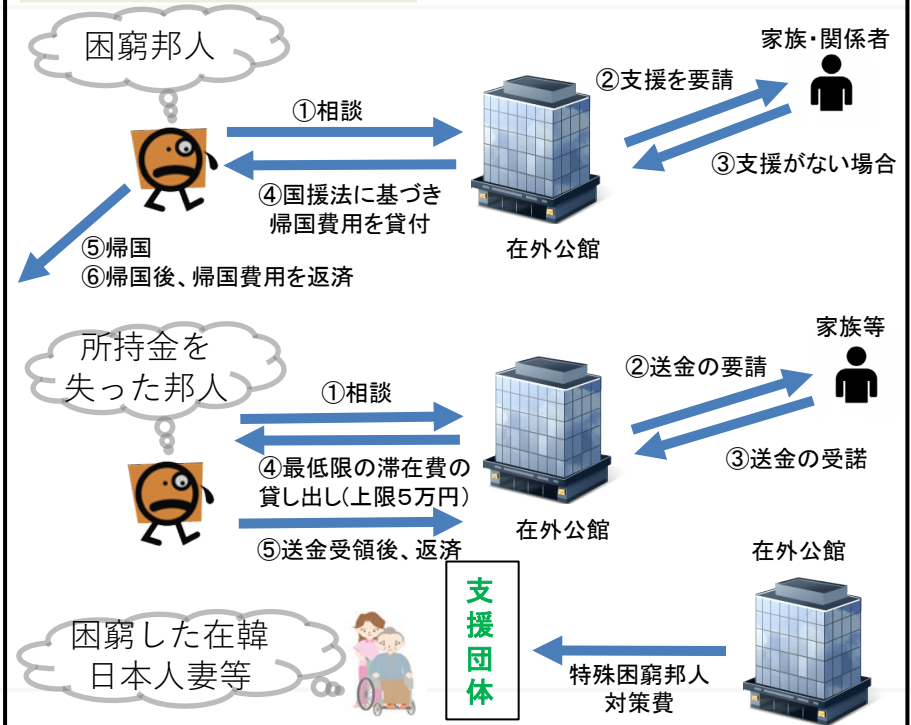
○ **困窮邦人帰国対策費**：困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に**帰国費用を貸し付け**、債務者は帰国後に同費用を返還する。滞在国の公的扶助が望めない者に対し、本邦での公的扶助受給による救済に繋げるためのセーフティネット。「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」（国援法）に基づき実施する。

○ **海外邦人援護短期貸出金**：海外で事件・事故や災害等により所持金を失った邦人に対し、当該邦人の家族等から支援（送金）を受けるまでに必要な**最低限の滞在費の貸し出し**（一人あたりの上限は原則として5万円程度）を行う。申請時に迅速に対応できるよう、年度初めに在外公館に対し予算を送金する。

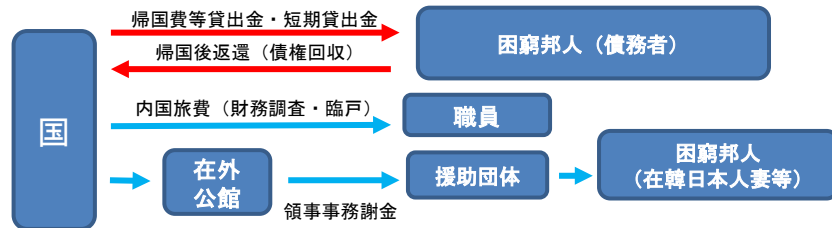
○ **債権回収**：帰国後、貸出金の返還が行われない場合、国援法及び債権管理法に基づき、課員が債務者宅まで出張し、支払いの意思を確認する等の**財務調査**を行う。

○ **特殊困窮邦人対策費**：第二次大戦前後、朝鮮半島に渡り、**困窮した在韓日本人妻等**を支援するため、支援団体を通じ生活・医療扶助を行う。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 海外で困窮に陥った邦人のための最後のセーフティネットとしての機能。
- 経済的に困窮している在韓日本人妻等の最低限の生活の維持及び医療支援による健康維持・増進。

海外邦人精神障害者対策費（外務省領事局海外邦人安全課）

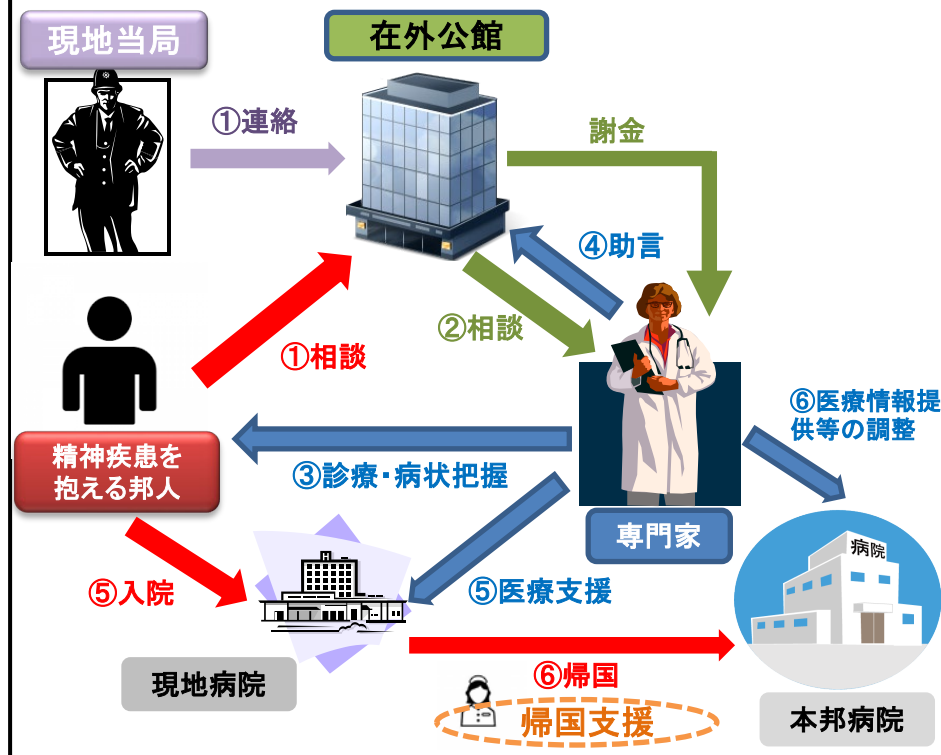
令和7年度概算決定額 7,030千円

（令和6年度予算額 7,350千円）

事業概要・目的

- 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現場の領事負担を軽減する観点から自傷他害の危険を未然に防ぎ、現地治療に繋げるために現地において**精神医療専門家の支援**を得るもの。
- 平成12年度より実施。新型コロナの感染拡大後は、在外邦人は一層不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後、**海外邦人のメンタルヘルスへの対応ニーズの高まり**が予想される。
- 委託された専門家は、当該邦人の病状を把握した上で在外公館領事に助言すると共に、重傷者に関しては、現地医療機関への受入依頼等、医療支援を行う。また、精神疾患等を抱える邦人の帰国に向けて、本邦受入れ先病院等に医療情報提供等の調整を行う。
- 病状の程度によって単身では帰国便に搭乗できない場合、**医師・看護師等を付添わせ帰国させ、本邦到着空港へ担当官を派遣**する。
- 根拠となる政策等
 - ・ 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日）第2章7(1)「外交・領事実施体制を抜本的に強化する。」
 - ・ 「外交力の抜本的強化を求める決議」自民党政務調査会（令和6年5月14日）
 - 5 外交・領事実施体制の抜本的強化

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 海外において精神疾患を抱える邦人に対し適切な保護・帰国支援を行うことが可能になる。
- 在外公館の領事サービスが向上し、邦人保護体制が強化される。

令和7年度予定額 31億円（31億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
約49/100	約49/100			約2/100

1 事業の目的

近年、労働組合組織率の低下、企業の人事労務管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う。

そのため、司法機関との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供し、当該紛争の未然防止と自主的解決を促進することを目的として事業を行っている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ◆ 実施主体：国（都道府県労働局）
- ◆ 負担割合：国10/10
- ◆ 事業実績(令和4年度)：総合労働相談件数 124万8,368件
助言・指導申出件数 7,987件
あっせん申請件数 3,492件

